

1. 事案の概要

障害者自立支援調査研究プロジェクトにおける調査研究補助金について、(社福)全国精神障害者社会復帰施設協会(以下「全精社協」という。)の役員が、他の事業に流用することを目的に平成19、20年度に交付を受けた本調査研究補助金を着服したほか、人件費等に流用したとして、業務上横領や補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反の容疑で逮捕・起訴された(報道情報)。

〔参考1〕全精社協(全国精神障害者社会復帰施設協会)について

- 精神障害者社会復帰施設の施設長等が会員の社会福祉法人。平成2年発足、平成6年認可。平成20年12月現在890会員。高野修次会長。
- 平成19年からは、栃木県喜連川町(現さくら市)にある精神障害者の就労支援等を行う「ハートピアきつれ川」の事業譲渡を受けて運営。

2. 補助金に関する経緯

(1) 全精社協に対する補助金交付経過

平成19年度 3件採択 計 31,300千円

一次採択 3件中2件採択、二次採択 1件中1件採択

平成20年度 1件採択 計 19,800千円

一次採択 2件中0件採択、二次採択 1件中1件採択

(※ 精神障害者の就労支援や地域生活等に関する調査研究を実施)

(2) 経過

平成21年

9月13日 全精社協の裏金について、はじめて報道

9月24日 元事務局次長、業務上横領容疑で逮捕

10月15日 元事務局次長、業務上横領容疑で起訴

10月20日 会長ら4名、補助金適正化法違反容疑で逮捕

11月10日 全精社協会長及び元副会長、補助金適正化法違反容疑で起訴

3. 報道等で指摘されている主な問題点

- ・補助金の一次採択分の交付決定のためには、有識者らによる審議を通過することが必須であったが、二次採択分は、有識者の審議が行われぬ上、対象となる研究テーマも公募ではなかった
- ・二次採択分の研究テーマは、精神障害者の社会復帰を支援する唯一の全国団体である全精社協にしかできないテーマだったのではないか。
- ・全精社協では、調査研究を行った形跡が無かったのではないか。
- ・監査等により不正を見抜けなかったのか。
- ・政治家の圧力により、採択を行ったのではないか。